

全火薬引報

第 575 号 令和 5 年 3 月

郵便番号 104-0032

発行元 公益社団法人

東京都中央区八丁堀 4 丁目 13 番 5 号

全国火薬類保安協会

電話 03(3553)8762

発行責任者 川崎 勝樹

www.zenkakyo-ex.or.jp

- 主要行事予定表 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、延期、中止の可能性がります。ホームページ等でも随時お知らせします。

開催年月日	主要行事
令和5. 3. 15	第21回総会（臨時）
未定	全国会議、試験事務所長会議
未定	手帳制度研修会
5. 29	第35回理事会
6. 14	第22回総会（定時）、第36回理事会
9. 3	甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験、 丙種火薬類製造保安責任者試験（知事試験）
11. 6～7	甲種・乙種火薬類製造保安責任者試験（大臣試験）

- 産業火薬類の生産、出荷（販売）、在庫量（経済産業省生産動態統計月報）は経済産業省のホームページ中の統計からご覧ください。
URL https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/result/ichiran/08_seidou.html#menu5

- 令和5年火薬類関係事故について（2月28日までに報告のあったもの）
総括表（取扱・種類別一覧表）

項目	事故件数	死亡者数		負傷者数			
		件数	計	人数	計		
製造中	産業火薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
消費中	産業火薬	0	3	0	0	0-0	0-0
	煙火	3		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
運搬中	産業火薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
貯蔵中	産業火薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
がんろう中	産業火薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
その他事故	産業火薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
合計	産業火薬	0	3	0	0	0-0	0-0
	煙火	3		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	

※詳細は、弊協会のホームページをご覧ください。

- 令和5（2023）年版「過去問の解答と解説」の販売を始めます。
 - 「火薬類取扱保安責任者（甲種・乙種）」および「火薬類製造保安責任者試験（丙種）」の過去3年分（令和2年～令和4年）の試験問題とその解説をわかりやすく整理しています。
 - 巻末には、過去5年間について年度別に出題内容を整理した一覧表を掲載しています。
 - 価格及び注文方法は、弊協会ホームページをご覧ください。

- 景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。
 - 2月の月例経済報告
 - 内閣府は21日、月例経済報告等に関する関係閣僚会議に「2月の月例経済報告」を提出し、承認された。
 - ※詳細は、内閣府のホームページをご覧ください。
URL <https://www.5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/getsurei-index.html>

- 火薬類取締法（運搬関係）の規則改正について
※詳細は弊協会のホームページをご覧ください。

○ 内閣府令第十四号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第十九条第一項の規定に基づき、火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
令和五年二月十六日 内閣総理大臣 岸田 文雄
火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令
火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和三十五年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。
別記様式第二（第2条関係）

改正後	改正前
(運搬の届出) 第二条 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号。以下「法」という。）第十九条第一項の規定による火薬類の運搬の届出は、別記様式第一の届出書及び別記様式第二の運搬計画表を当該火薬類の出発地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出して行うものとする。	(運搬の届出) 第二条 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号。以下「法」という。）第十九条第一項の規定による火薬類の運搬の届出は、別記様式第一の届出書二通及び別記様式第二の運搬計画表を当該火薬類の出発地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出して行うものとする。

別表第一（第十条関係） 【改正後】

区分	数量	
	区分	数量
爆薬	硝安油剤爆薬・含水爆薬	薬量 120キログラム
	上記以外の爆薬	薬量 100キログラム
	(略)	(略)

【改正前】

区分	数量
爆薬	薬量 100キログラム
(略)	(略)

附 則

(施行期日)
第一条 この府令は、令和五年三月一日から施行する。
(経過措置)
第二条 この府令による改正後の別表第一の規定は、この府令の施行の日以後に開始される火薬類の運搬（同日前にした火薬類取締法第十九条第一項の規定による届出に係るものを除く。）について適用し、同日前に開始される火薬類の運搬及び同日前にした同項の規定による届出に係る火薬類の運搬で同日以後に開始されるものについては、なお従前の例による。
2 この府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。
3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○ 国土交通省令第三号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二十条第二項の規定に基づき、火薬類運送規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和五年二月十六日 国土交通大臣 齊藤 鉄夫
火薬類運送規則の一部を改正する省令
火薬類運送規則（昭和三十六年運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(表示) 第五条 火薬類は、その包装の外部の見やすい箇所に、火薬、爆薬若しくは火工品と赤書し、又は赤書した標札を付し、かつ、当該火薬類の種類、数量（雷管、捕鯨用信管、捕鯨用火管、実包、空包、爆発せん孔器及びコンクリート破砕器にあつては長さ、その他の火薬類にあつては薬量をいう。）及び包装を含む重量並びに転倒してはならないものにあつてはその旨を明瞭に表示して運送しなければならない。ただし、(略)	(表示) 第五条 火薬類は、その包装の外部の見やすい箇所に、火薬、爆薬若しくは火工品と赤書し、又は赤書した標札を付し、かつ、当該火薬類の種類（別表の種類をいう。）、数量（雷管、捕鯨用信管、捕鯨用火管、実包、空包、爆発せん孔器及びコンクリート破砕器にあつては長さ、その他の火薬類にあつては薬量をいう。）及び包装を含む重量並びに転倒してはならないものにあつてはその旨を明瞭に表示して運送しなければならない。ただし、(略)

別表（第三条、第十条、第十二条、第十五条、第三十条関係）

別表（第三条、第五条、第十条、第十二条、第十五条、第三十条関係）

改正後	改正前			
区分	数量	区分	種類	数量
火薬	(略)	火薬	火薬	(略)
爆薬	硝安油剤爆薬	薬量 120キログラム	爆薬	薬量 100キログラム
	含水爆薬			
	前記以外の爆薬	薬量 100キログラム	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この省令は、令和五年三月一日から施行する。

令和4年における保安教育講習等の受講状況がまとまりましたので、お知らせいたします。

令和4年保安教育、再教育講習の受講状況 (実施報告書による集計表)

令和4年1月～12月

協会名	保安手帳				従事者手帳			合計 人数	
	S	産業火薬	煙火	総合	小計	J	J-H		小計
	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数		人数
北海道	36	565			601	19	533	552	1,153
青森	18	31			49	11	26	37	86
秋田	7	100			107		12	12	119
山形	5	38			43		5	5	48
岩手	12	286		1	299	1	36	37	336
宮城	30	214			244	3	92	95	339
福島	20	270	26		316	3	59	62	378
栃木	7	113	16		136	19	103	122	258
茨城	5	96	30	12	143	2	34	36	179
群馬	27	149	6		182	2	10	12	194
埼玉	38	134	8		180	15	23	38	218
東京	44	327	32	114	517	10	71	81	598
千葉	5	69	7		81	2	48	50	131
神奈川	30	189	3		222	17	87	104	326
新潟	24	153			177	17	61	78	255
長野	17	281	45		343	3	105	108	451
山梨	14	128	7	13	162	3	97	100	262
静岡	23	118	27		168	3	62	65	233
愛知	56	391	48	4	499	22	102	124	623
岐阜	15	256		19	290	8	187	195	485
三重	11	151			162	4	70	74	236
富山	9	73			82		19	19	101
石川	3	92		12	107	3	12	15	122
福井	19	155			174	10	115	125	299
滋賀	2	57			59	1	19	20	79
京都	7	89			96		26	26	122
奈良		44			44		2	2	46
和歌山		66			66	1	38	39	105
大阪	53	274	5	2	334	15	103	118	452
兵庫	33	205			238	10	70	80	318
岡山	19	220		9	248	8	94	102	350
広島	42	206		23	271	7	56	63	334
鳥取	2	32		3	37		2	2	39
島根	3	122		14	139	3	65	68	207
山口	8	157			165	2	26	28	193
香川	9	116	6		131		12	12	143
愛媛	3	184			187	2	52	54	241
徳島	4	85	8		97		17	17	114
高知	8	208			216		77	77	293
福岡	29	276	24	12	341	7	32	39	380
佐賀	12	116			128	1	20	21	149
長崎	7	179			186	9	64	73	259
熊本	13	188	3		204	9	76	85	289
大分	31	149		1	181	8	85	93	274
宮崎	9	159	12		180	9	61	70	250
鹿児島	17	180	8	3	208	6	51	57	265
沖縄	4	73			77	5	39	44	121
合計	790	7,764	321	242	9,117	280	3,056	3,336	12,453
令和3年	922	11,730	508	371	13,531	364	3,113	3,477	17,008
令和2年	891	8,625	347	375	10,238	265	3,219	3,484	13,722

(注) Sは保安手帳交付の再教育講習 Jは、従事者手帳交付の保安講習
総合は、産火と煙火 J-Hは、従事者手帳所持者の保安講習

青森は全火協が実施